

27食産第2140号
平成27年9月2日

食品関連事業者団体 各位

農林水産省食料産業局企 画 課 長
輸出促進グループ長
食品小売サービス課長
食品製造卸売課長

米国食品安全強化法（FSMA）に関する周知のお願いについて

平素より食料産業行政へご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成 23 (2011) 年 1 月、米国において「食品安全強化法」(Food Safety Modernization Act : FSMA) が成立し、米国食品医薬品局 (FDA) の権限強化が図られ、HACCP の考え方を基盤とする衛生管理が義務化されました。今後、同法の規定が順次公表・施行されていく予定であり、例えば食品製造における予防的管理については、平成 28 (2016) 年 8 月から実施される見込みです。これにより、農林水産物・食品の輸出に携わる我が国の生産、製造、輸出事業者の活動に影響が及ぶと考えられます。

米国は我が国からの農林水産物・食品の輸出額が第 2 位の主要な輸出先国であり、農林水産物・食品の輸出拡大を更に進めていくためにも、FSMA に対して円滑に対応していく必要があります。

つきましては、現時点で入手可能な情報に基づき、FSMA の概要を解説する資料等を作成しましたので、別添の資料 1 から 4 に基づき、貴団体傘下の事業者にも周知するとともに、事業者に対して積極的な取組を促していただきますよう、お願いいたします。また、農林水産省として、「FSMA メーリングリスト」を近日中に構築し、随時情報提供を行う予定ですので、事業者等に対し、同リストへの登録を促していただきますよう、お願いいたします（資料 2）。さらに、FSMA に関する実情を把握し、今後の政策立案の参考とするため、事業者に対してアンケートを実施することといたしましたので、事業者に対し、同アンケートへの協力を依頼していただけますよう、お願いいたします（資料 3）。

なお、事業者が FSMA に対応するに当たって参考となる支援策として、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく支援及び HACCP 導入研修等に関する情報についても、併せて周知いただけますよう、お願いいたします（資料 4）。

別添資料

- ・ 資料 1 米国食品安全強化法（FSMA）の概要
- ・ 資料 2 FSMA に関するメーリングリストへのご登録のお願い
- ・ 資料 3 FSMA に関するアンケート
- ・ 資料 4 HACCP の導入等に関する支援

(本通知に係るお問合せ先)

農林水産省食料産業局

企画課食品企業行動室 三浦、橋本

03-3502-5743 (ダイヤルイン)

輸出促進グループ 松浦、丸尾

03-3501-4079 (ダイヤルイン)

○ 背景

米国で多数の食品事故が起き、公衆衛生上の大きな負担となっているが、ほとんどの場合は予防可能な危害であると考えられている。

そのため、食料供給の過程で安全を保障することにより公衆衛生を向上する目的で、食品医薬品局(FDA)の権限を多岐にわたり強化するために制定。

○ 経緯

2011年1月4日に法律が成立。条文ごとの関連規則が施行されれば、その条文が効力を発揮する。

2013年1月以降、FDAが関連規則案を順次公表し、パブリックコメントを実施。現段階においてはFDAで検討が続けられており、詳細は確定していない。

2015年に主要な条文について最終規則が公表される見込み。

(条文ごと、企業規模ごとに猶予期間が異なるが、例えば食品製造における予防的管理については、2016年8月から実施される見込み。)

○ 対象

原則として、対象品目の製造・輸入・販売に係る米国内外(日本を含む。)の事業者全てが対象となる。

→ 日本から米国に対して輸出する場合も対象となる。

FSMAの条文はこちら (英語)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

FSMAの解説はこちら (日本語)

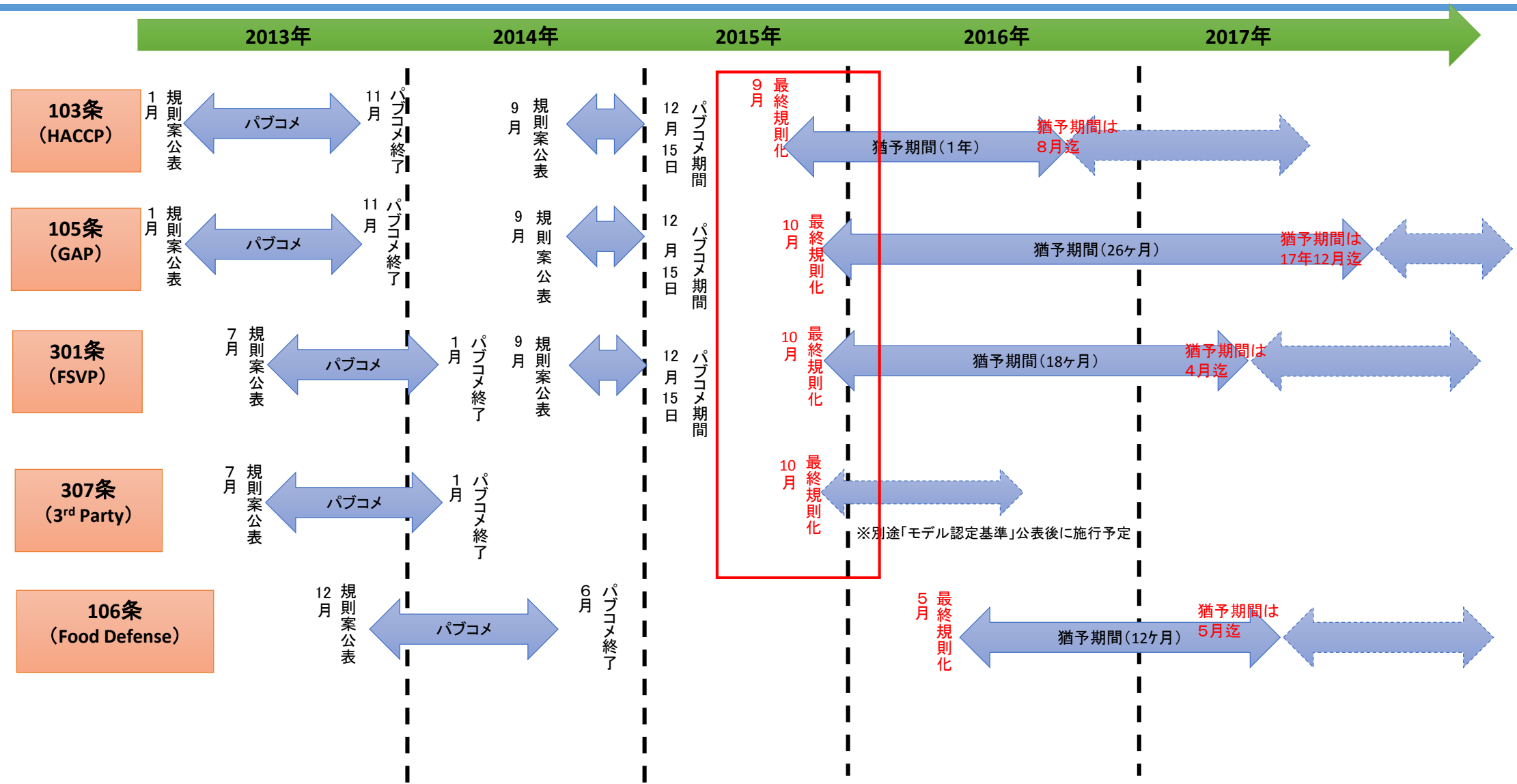
<http://www.jetro.go.jp/world/reports/2012/07001111.html>

FSMAの適用による食品事業者への影響

品目	現行の規制	FSMAの施行により追加される主な措置
加工食品 (精米、ドライフルーツ、カット野菜、乳製品、卵製品 等を含む。 水産物、ジュース、食肉を除く。)	・ cGMP* の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ FDAへの施設登録 ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施)	・ 予防的管理を義務化(103条) ・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ※ 106条は農場は対象外だが、酪農は対象に含む(液体の保管等が最も脆弱性の高い工程の一つとされているため。) ・ 輸入業者によるモニタリングの義務化(301条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
農産物 (野菜、果実、穀物 等)	・ cGMP* の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ FDAへの施設登録 ※ 農場は対象外(保管施設等は対象) ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施) ※ 農場は対象外(保管施設等は対象)	・ 野菜・果実に係る安全基準の追加(105条) ※ 加工工程のない直接消費される農産物が対象 (穀物は加工工程があることから103条の対象となる) ・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ※ 農家は対象外 ・ 輸入業者によるモニタリングの義務化(301条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
水産物、ジュース	・ cGMP* の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ HACCPにより管理されていることの証明 (保健所 又は (一社)大日本水産会) ・ FDAへの施設登録 ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施)	・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
食肉	・ cGMP* の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ HACCPにより管理されていることの証明 (地方厚生局) ・ 米国農務省による施設認定	追加される措置は無し (食肉は米国農務省が所管しており、FSMAの対象外。)

* cGMP: 安全な食品を製造するための、衛生管理等に関する最低限の要件を定めた規則

FSMAの施行に係る今後想定されるスケジュール



(注1) 原則として、上記の猶予期間に加えて、企業規模(“Very Small Business”等)に応じて、更に1年等の猶予期間が設けられている。

(注2) 103条施行後は、FDAによる海外の食品製造施設の査察時に、HACCP計画等の確認が必須となる(現在は、GMP(製造管理・品質管理基準)等のチェックが主。)

FSMAによる主な規制の内容①

103条 予防的管理(HACCPの考え方を基盤とする管理)
(2015年9月 最終規則公表予定、2016年8月以降義務化予定)

JETROによる規則案の仮訳はこちら

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/fsma_reference_21CFR117.pdf

法律の概要

事業者は、食品の製造、加工、梱包、保管に当たり、

① 影響しうる危害要因の分析

② その危害要因を予防または最小限に抑えるための
管理措置の策定・実施

③ 管理措置の有効性のモニタリング

④ モニタリング結果の記録

を行わなければならない。

規則(案)の概要

○ 危害要因分析

- ・ 既知または合理的に予見可能な危害要因を特定し分析
- ・ 対象は生物学的、化学的、物理的、放射線危害要因
- ・ 食品の組成、施設の構造、原材料、製造手順など、最終製品の安全性に影響を与える要因を全て考慮

○ 予防的管理措置

- ・ 危害要因分析により発生する可能性があると考えられた危害を予防または最小限に抑えることを保障するため、予防的管理措置を明確にし、実施
- ・ 管理措置には、必要に応じて工程管理、アレルゲン管理、衛生管理などを含む

○ リコール計画の策定

- ・ リコールを行う際の手順と責任を説明した計画を策定

○ モニタリング

- ・ 予防的管理措置が継続的に行われていることを保障するために十分な頻度でモニタリングを実施

○ 是正措置

- ・ 予防的管理措置が適正に実施されていない場合に取りる措置を明文化

○ 記録

- ・ 食品安全計画(危害要因分析、予防的管理措置等を含む。)、モニタリング結果等の記録を作成し、保管

○ 検証

- ・ 各手順が適切であることを確認

FSMAによる主な規制の内容②

105条 野菜・果実に係る安全基準
(2015年10月 最終規則公表予定、2017年12月以降義務化予定)

JETROによる規則案の仮訳はこちら

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/fsma_reference_21CFR112.pdf

法律の概要

野菜・果実についてリスクを最小化するため、生産、収穫、梱包、保管する農家が従うべき規則を策定。

当該規則は、土壌改良、衛生、温度管理、ほ場内の動物、水に関する、科学に基づいた最低限のもの。

規則(案)の概要

○ 規制の対象

- ・ 未加工の野菜、果実
(FDAが別途示す未加工で消費されることがない野菜・果実には適用されない)

○ 一般要件

- ・ 農家は、当該野菜、果実による重大な健康被害を最小限に抑えるための適切な措置を講じる

○ 個別要件

- ・ 従業員に対する十分な訓練の実施
- ・ 病気の従業員が野菜、果実を汚染することの防止
- ・ 衛生管理の実施 (手洗いの方法・タイミング等を規定)
- ・ 農場への訪問者による汚染の防止
- ・ 農業用水の処理、検査の実施
- ・ 生物由来の土壌改良材の処理
- ・ ほ場に放牧される家畜による汚染の防止、ほ場に侵入する野生動物のモニタリング
- ・ 生産、収穫、梱包、保管の際の汚染防止措置
- ・ 野菜、果実と接触する可能性がある施設、道具による汚染の防止
- ・ モニタリングの実施と記録の保管

FSMAによる主な規制の内容③

その他の規制の概要は以下のとおり。

条文	概要
106条 意図的な異物混入等への対応 (2016年5月 最終規則公表予定、 2017年7月以降義務化予定)	[法律] ・食品への意図的な異物混入等を防ぐための規則を策定。 [規則(案)] ・食品事業者が、公衆衛生上の危害を意図した行為を防止するための計画を書面で作成することを義務づけ。当該計画には対策措置、監視手順、検証、記録管理などを含む。
301条 輸入業者によるモニタリング (2015年10月 最終規則公表予定、 2017年4月以降義務化予定)	[法律] ・米国側の輸入業者が、輸入食品が①103条又は105条に従っているか、②米国の規格基準を満たしているか、③不当表示がなされていないかについて、リスクの程度に応じて外国の供給業者を検証する。 [規則(案)] ・米国側の輸入業者は、危害要因分析を実施した上で、現地監査、ロット毎の試料の採取・検査、供給業者の食品安全記録の検討などの中から適切な措置を選定し、実施する。 ・米国側の輸入業者は、供給事業者が危害要因の管理措置について検証し、必要があれば是正していることを確認する。
201条、306条 FDAによる査察の強化 (施行済み)	・国内外の食品製造等施設にFDAの検査官を派遣し、米国の食品安全の基準を満たしているか査察することを規定。査察を拒否した場合には当該施設から米国への供給は禁止される。 (FSMAの他条項の施行後は、当該条項に従っているかどうかとも査察対象となる。)
307条 第三者監査制度 (2015年10月 最終規則公表予定、 施行時期未定)	・FDAの承認を受けた認定機関が第三者監査員を認定。第三者監査員の証明を受けた食品関連施設から食品を輸入する場合、輸入手続き迅速化プログラムに参加できる。 (詳細なプログラム等は未公表)

FSMA関連情報の入手方法

1. ウェブサイトの情報

- 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)
「食品安全強化法に関する情報」
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html
- 農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ
「農林水産物等の輸出促進対策」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>
- 米国食品医薬品局
「FDA Food Safety Modernization Act (FSMA)」(英語)
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/default.htm>

2. セミナー

- JETRO米国食品安全強化法セミナー
http://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

3. FSMAメールマガジン

- 9月から配信予定。登録方法は別紙参照。

4. 農林水産省輸出相談窓口

(直通)03-6744-7155 (受付時間 平日9時30分～12時00分及び13時00分～18時15分)

FSMA に関するメーリングリストへのご登録のお願い

農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ
平成 27 年度輸出戦略実行委員会 FSMA 部会事務局

2011 年 1 月に成立した米国食品安全強化法（FSMA）により、米国食品医薬品局（FDA）の権限が強化され、米国への農林水産物・食品輸出に対する予防管理が義務づけられました。2016 年夏以降、FSMA 主要細則が順次施行されていく予定であり、国内の農林水産物・食品輸出に関連する生産、製造、輸出関連事業者（以下、「事業者」という）への影響は小さいものではないと想定されます。農林水産省ではこれらの影響を和らげるため、事業者、業界団体及び関係機関と協力して対策を検討することを目的に、平成 26 年度に輸出戦略実行委員会の下に FSMA 部会を設置いたしました。FDA との協議や業界団体への情報提供等の取り組みを行い、事業者向け支援策の検討を進めてきております。

このたび、事業者、業界団体及び関係機関への情報提供を更に強化していくために、米国 FSMA 関連情報の提供を専用に行うメーリングリストを新たに構築し、メールマガジンの発信をしていきたいと考えております。なお、メールマガジンの配信開始時期は、9 月上旬を想定しています。

農林水産省は、このメーリングリストを元に、我が国における円滑な FSMA 対応を果たして参りたいと考えております。つきましては、皆様におかれましては、ぜひ上記主旨をご理解の上、メーリングリストにご登録頂きますようお願い申し上げますとともに、皆様の周囲の事業者、業界団体の方で米国への輸出に関連している方々がいらっしゃいましたら、幅広くこのメーリングリストについてご紹介頂けましたら幸いです。

○農林水産省 FSMA メーリングリストについて

対象者：米国向けの農林水産物・食品輸出に関連する事業者（生産、製造、輸出関連事業者等）

情報発信：FSMA 部会事務局からメーリングリストに登録された皆様に対して情報を発信します

登録情報：非公開（適切な情報をご提供するために、会社名や取扱品目等の基礎情報の登録をお願いします）

※登録していただいた情報は、FSMA 部会事務局内におけるメールマガジンの内容検討以外の目的には利用しません。

○農林水産省 FSMA メールマガジンについて

- ・9 月以降、メーリングリストに登録していただいたメールアドレスにメールマガジンをお送りします。
- ・メールマガジンでは、1 ヶ月に 1 回程度、米国 FSMA 最新動向や解説情報、FSMA に関する国内セミナー開催情報等をお伝えしていく予定です。

○参考：FSMA の情報の掲載されているホームページについて

- ・FSMA の詳細な情報については、下記 JETRO ホームページにてご覧いただくことができます。

JETRO「食品安全強化法に関する情報」(https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html)

FSMA メーリングリスト登録用紙

会社名	部署		
役職	お名前		
電話	E-mail		
米国への輸出状況 (○をお付けください)	輸出中	・	輸出検討中
	輸出に関心はあるが未検討		
その他（ ）			

ご記入後は次の連絡先にメールまたは FAX でお送りください。必要項目のみをメールに記載いただいても結構です。
※正確にご記入いただけない場合は、登録ができない場合があります。

＜連絡先＞ (株)野村総合研究所 輸出戦略実行事業 事務局 担当：石塚、伊藤

TEL：03-5533-2218 FAX：03-5533-2724 E-Mail：fsma-register@nri.co.jp

FSMA（食品安全強化法）に関するアンケート

＜調査者＞ 農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ
＜調査委託先＞ 株式会社野村総合研究所

【本アンケート調査の趣旨】

2011年1月に成立した米国食品安全強化法(FSMA)により、米国食品医薬品局(FDA)の権限が強化され、米国への農林水産物・食品輸出に対する予防管理が義務づけられました。2016年夏以降、FSMA主要細則が順次施行されていく予定であり、国内の農林水産物・食品輸出に関連する生産、製造、輸出関連事業者(以下、「事業者」という)への影響は小さいものではないと想定されます。農林水産省ではこれらの影響を和らげるため、事業者、業界団体及び関係機関と協力して対策を検討することを目的に、平成26年度に輸出戦略実行委員会の下にFSMA部会を設置いたしました。FDAとの協議や業界団体への情報提供等の取り組みを行い、事業者向け支援策の検討を進めてきております。別紙にてご案内の通り、このたび事業者向けの情報提供を強化していくために米国FSMA関連情報の提供を専用に行なうメールマガジンの発行も予定しております。

本アンケートは、このようなFSMA対応に向けた事業者向けの支援策を検討するために、事業者の皆様の実状をお伺いするものです。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解の上、ご協力お願い申し上げます。

【ご回答結果の取り扱い】

本アンケートは農林水産省食料産業局から委託を受けた株式会社野村総合研究所が実施しております。ご回答いただいた内容のうち、連絡先等については、メールマガジンへの登録以外の目的には利用いたしません。また、問1～問11のご回答内容については、連絡先等とは切り離した上ですべて統計的な処理で分析いたします。

【ご回答に際してのお願い】

各設問へのご回答は黄色の回答欄(セル)をお願いします。
回答欄の左側に「選択肢」と書かれているセルはプルダウンになっておりますので、該当する選択肢をお選びください。
ご記入いただいたファイルは、**9月11日(金)まで**に貴社の所属する団体宛、または下記の事務局宛にメールにてお送りください。

【問い合わせ先】

ご不明な点やご質問等ございましたら、以下の事務局までご連絡下さい。

株式会社 野村総合研究所 輸出戦略実行事業 事務局 担当 石塚、伊藤
電子メール: fsma-enquete-2015@nri.co.jp

■貴社の事業の概要についてお答えください。

問1 貴社の業種を選択肢の中からお選びください。 ※選択肢は⑩まであります。	選択肢	
		「その他」の内容をご記入ください ⇒
(食品を扱っている事業者のみ)		
[1-1] 貴社で取り扱っている食品のうち、取扱金額が多い上位3品目まで(販売金額総額に占める割合が1割以上の品目)をお選びください。 ※選択肢は⑦まであります。	選択肢1 選択肢2 選択肢3	
		「その他」の内容をご記入ください ⇒

問2 貴社の売上規模(年間)をお答えください。	選択肢	
問3 貴社における食品輸出総額の規模(年間)をお答えください。	選択肢	
[3-1] 上記のうち、米国向け食品輸出額の規模(年間)をお答えください。	選択肢	

■貴社の事業とFSMAの関係についてお答えください。

問4 FSMAについてどの程度ご存知でしたでしょうか？	選択肢	
問5 現時点で、貴社の事業の売上にFSMAの影響はありますか？	選択肢	
[5-1] 影響の内容を具体的にご記入ください。		
問6 現在までに、貴社においてFSMA対策を実施してきましたか？	選択肢	
(①、②または③を選択された方のみ)		
[6-1] HACCPまたはGFSI認証スキーム等の第三者認証を取得または検討していますか？ 取得または検討中の認証を新しい順に3つまでお選びください。 ※選択肢は⑨まであります。	選択肢1 選択肢2 選択肢3	
		「その他」の内容をご記入ください ⇒
[6-2] (認証取得を含め、)実施または検討中の対策の内容を具体的にご記入ください。		

問7 FSMA対応は貴社にとってどの程度負担になりますか？

選択肢

[7-1] ①～⑤の理由もしくは「⑥その他」の内容をご記入ください。

■今後の貴社の米国向け輸出の方針についてお答えください。

問8 貴社の今後の方針としては米国向け輸出をどのように考えていますか？

選択肢

「その他」の内容をご記入ください ⇒

[8-1] 米国向け”以外”の輸出に関しては今後の方針をどのように考えていますか？

選択肢

「その他」の内容をご記入ください ⇒

問9 今後、貴社または貴社の属する業界において、FSMA対策でとくに問題になると想定されることがあれば、その内容をご記入ください。

問10 貴社が米国向け輸出拡大やFSMA対応を進める際に、貴社としてはどのような支援策が必要になると考えられますか？

ア) 制度(法律、規則)の日本語訳

選択肢

イ) FSMA解説セミナー

選択肢

ウ) 弁護士等による法律相談窓口

選択肢

エ) 米国FDAの日本担当窓口の設置

選択肢

オ) 対応マニュアルの整備・活用

選択肢

カ) 公的機関(保健所等)による指導

選択肢

キ) HACCPに関するアドバイス

選択肢

ク) 税優遇や低利の融資制度

選択肢

[10-1] 上記の支援策、及びそれ以外の支援策についてご意見がありましたら、自由にご記載下さい。

■その他

問11 その他、ご意見、ご要望等ありましたら、ご自由にご記入ください。

問12 別紙の通りご案内させていただいているFSMAのメーリングリストへのご登録はお済みでしょうか。こちらのアンケートでもご登録いただけますので、登録をご希望の方は「①メールマガジンの配信を希望する」をお選びいただき、下記で連絡先等をご記入ください。

選択肢

連絡先等

会社		部署	
肩書		氏名	
電話		メール	

ご回答いただきありがとうございました。

HACCP支援法に基づく融資対象の例

融資を活用して
ステップアップ!

取り組む項目・内容

対象施設・設備の例

HACCP

監視制御システム

危害の発生を防止するため、特に重点的に管理すべき工程に対し、継続的に監視を行う。

低温室等の自動温度記録器・警報機
温度管理等の自動化による確実性向上

高度化基盤整備

製造・加工の施設・環境	衛生・品質水準の確保に関する項目	製造・加工の施設・環境	手洗い及び乾燥 手洗い及び乾燥を衛生的に行える設備を適所に設置している。 必要に応じて、殺菌・消毒設備や温水設備がある。	手洗い施設 手の消毒と連動して作動する自動ドアやエアタオル
			空調・換気 空気が汚染しないように空調・換気の仕組みを構築する。	ソックダクト 空調機から排出された空気を清浄化
			照明 作業に適切な照明を確保する。	食品工場用照明器具 ほこり防止のためのカバー付照明
			水(水道水以外) 殺菌又は除菌装置を設置し、正常に作動していることを確認し、記録する。	殺菌水供給装置 塩素添加による井水等の殺菌
			排水 排水を適切に処理する。	排水処理設備 ろ過・微生物による排水の清浄化
			温度管理を要する装置・設備等 温度管理を要する装置・設備は、温度のモニタリング及び管理ができるものである。	記録装置付き空調機・冷蔵庫 製造環境の低温管理
			個人衛生 食品取扱者は、必要な場所では目的に合った清潔で良好な状態の作業着・履物への交換等を行う。	エアシャワー 工場内への毛髪・ほこりの持ち込み防止
			原材料管理 原材料として、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行ったのち、加工に供する。	スパイラル式野菜洗浄機 洗浄剤を含む水流により葉物等野菜を洗浄
			生物学的要因管理 有害な微生物又はそれらが産生する毒素を安全なレベルまで取り除く、あるいは増やさない。	熱水スプレー式レトルト殺菌機 缶詰・レトルト食品等を高温蒸気により殺菌
			物理的要因管理 ガラス、金属片等の異物の混入を防止する仕組みを適切に設定する。	磁力選別機 混入金属を磁力により物理的に除去
消費者の信頼確保に関する項目	トレーサビリティ	消費者の信頼確保に関する項目	入出荷記録の作成・保存 入出荷の記録の作成及び記録の保存の手順を定め、実施する。	バーコードリーダー 情報の一元管理

ホップ! ステップ! HACCP

段階的に取り組むHACCP



お問い合わせ

お気軽に
ご相談ください。

農林水産省 食料産業局 企画課 食品企業行動室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-5743 または、お近くの地方農政局等・公庫支店へ

参考 農林水産省HP 農水省HACCP

検索

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html>食品の衛生・品質の管理方法として、国際的に取組が進むHACCP(ハサップ)。
HACCPとその前段階で取り組む高度化基盤整備の内容や支援策などを紹介します。

農林水産省

支援を活用してHACCPへ段階的に取り組んでみませんか

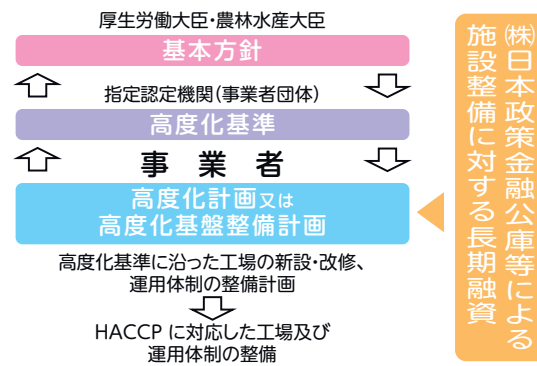
HACCP支援法とは？

HACCP導入や高度化基盤整備のための施設整備に、**長期融資が低利で受けられます。**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP 支援法)

- 食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的な要請に対し、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進するため、農林水産省と厚生労働省との共管法として平成10年に制定
- 事業者は、指定認定機関から「高度化計画」又は「高度化基盤整備計画」の認定を受けると、(株)日本政策金融公庫による施設整備への長期低利融資が受けられます。

※1 計画の認定には手数料がかかります
※2 沖縄県は沖縄振興開発金融公庫

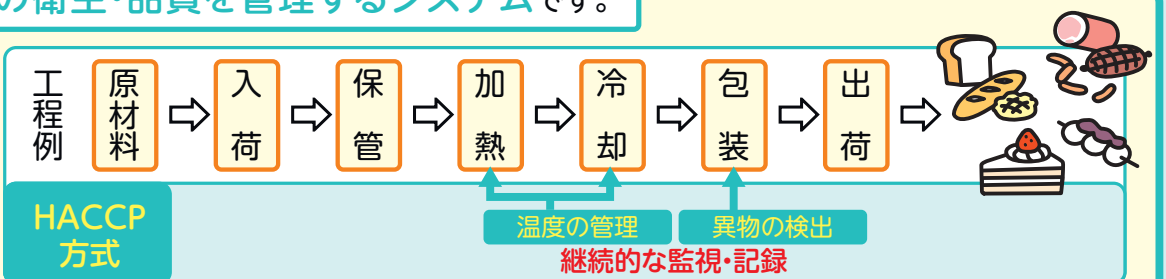


HACCPとは？

食品の衛生・品質を管理するシステムです。

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)とは、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの**潜在的な危害の予測(HA:危害要因分析)**に基づいて、危害の発生防止につながる**特に重要な工程(CCP:重要管理点)**を継続的に監視・記録する「工程管理システム」をいいます。

これまでの品質管理の方法である最終製品の抜き取り検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防止し、安全性の向上を図ることが可能になります。



HA(危害要因分析)

有害な微生物、化学物質や異物(金属等)が、原材料由来や製造過程で食品中に混入したり増殖することで発生する可能性がある危害(健康への悪影響)を予測して、これらを管理する方法を明確にすること。

CCP(重要管理点)

食品中の危害要因を健康を損なわない程度にまで確実に減少・除去するために、HA(危害要因分析)に基づいて、特に重要な製造・加工工程を管理すること。(例:加熱工程における温度・時間の管理など)



こんなことで、
お困りではないですか？

作業効率を
もっと良くしたい

品質が不安定で
製品ロスが多い

衛生管理に
不安がある

取引先を
増やしたい



計画に沿って、
高度化基盤整備または、
HACCPに着手します。



HACCP
直行ルート
一気にHACCPを導入

高度化基盤
整備ルート
まずはじっくり
高度化基盤を整備し
次の段階でHACCPを導入

相談・
検討

計画
作成

計画
実行

高度化基盤整備

高度化基盤整備

HACCP導入

HACCP導入

HACCP導入の効果

品質・安全性
の向上

従業員の
意識の向上

企業や製品への
信頼度・イメージの向上

製品ロスや
クレームの削減

高度化基盤整備とは？

施設の衛生管理や体制を整えることです。

食中毒を防止するためには、手洗い
や施設の洗浄・殺菌といった**一般的衛生管理**を十分に行う必要があります。一般的衛生管理は、HACCPを導入する土台になります。

HACCP支援法では、このような一般的衛生管理及び消費者の信頼を確保するための取組などHACCP導入の前段階の体制や施設の整備を**高度化基盤整備**と位置付けています。食品事業者が高度化基盤整備に取り組む場合も、施設整備への長期低利融資を受けることができます。



高度化基盤整備

I 組織の運営(マネジメント)

- ① 経営者が果たすべき役割
- ② 食品衛生管理者・食品衛生責任者又は製造責任者が果たすべき役割
- ③ 法令遵守と社会倫理に適合した行動(コンプライアンス)
- ④ 従業員が必要な知識や技術を習得できる教育・訓練
- ⑤ 緊急時の対応のための仕組みの整備
- ⑥ 食品安全への故意の危害を防止する対策(食品防御対策)

II 衛生・品質水準の確保(一般的衛生管理)

- ① 製造・加工の施設・環境(Environment)を適切にし、管理すること
- ② 装置・設備(Machine)の仕様、管理を適切にすること
- ③ 原材料(Material)の仕様、管理を適切にすること
- ④ 製造・加工に関わる人(Man)の行動、管理を適切にすること
- ⑤ 食品等の取扱方法(Method)を適切に設定すること
- ⑥ 検査(Measure)を適切に実施すること

III 消費者の信頼確保

- ① 製品情報の管理
- ② トレーサビリティの確保
- ③ コミュニケーション

※これらの中から、事業者が改善・更新または新たにに取り組むものを選んで整備します。



農林水産省では
HACCPの導入に関する
人材育成への支援を
行っております

詳しくは、農林水産省またはお近くの地方農政局等までお問い合わせください。



お問い合わせ先一覧（農林水産省、各地方農政局等、指定認定機関）

農林水産省

平成27年5月現在

部署名	郵便番号	住所	電話番号
食料産業局企画課食品企業行動室	100-8950	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-5743

各地方農政局等

農政局等	郵便番号	住所	電話番号
北海道農政事務所経営・事業支援課	060-0004	札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011-642-5461（代表）
東北農政局事業戦略課	980-0014	仙台市青葉区本町三丁目3番1号	022-263-1111（代表）
関東農政局事業戦略課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600（代表）
北陸農政局事業戦略課	920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号	076-263-2161（代表）
東海農政局事業戦略課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271（代表）
近畿農政局事業戦略課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-451-9161（代表）
中国四国農政局事業戦略課	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号	086-224-4511（代表）
九州農政局事業戦略課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号	096-211-9111（代表）
内閣府沖縄総合事務局食品・環境課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1673

指定認定機関

食品の種類	指定認定機関名	郵便番号	住所	電話番号
食肉	（公財）日本食肉生産技術開発センター	107-0052	港区赤坂6丁目13番16号（アジミックビル）	03-5561-0786
食肉製品	（一社）日本食肉加工協会	150-0013	渋谷区恵比寿1丁目5番6号	03-3444-1772
乳・乳製品	（公財）日本乳業技術協会	102-0073	千代田区九段北1丁目14番19号（乳業会館）	03-3264-1921
水産加工品	（一社）大日本水産会	107-0052	港区赤坂1丁目9番13号（三会堂ビル8階）	03-3585-6985
容器包装詰 常温流通食品	（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会	101-0042	千代田区神田東松下町10番地2（翔和神田ビル3階）	03-5256-4801
農産物漬物	全日本漬物協同組合連合会	135-0022	江東区三好1丁目1番2号（渡辺ビル）	03-5875-8094
味噌	全国味噌工業協同組合連合会	104-0033	中央区新川1丁目26番19号（全中・全味ビル2階）	03-3551-7161
醤油製品	全国醤油工業協同組合連合会	103-0016	中央区日本橋小網町3番11号	03-3666-3286
ウスターソース類	（一社）日本ソース工業会	103-0001	中央区日本橋小伝馬町15番18号（常和小伝馬町ビル3階）	03-3639-9667
食酢製品	（一財）全国調味料・野菜飲料検査協会	103-0001	中央区日本橋小伝馬町15番18号（常和小伝馬町ビル3階）	03-3639-9668
ドレッシング類	（一財）日本食品分析センター	151-0062	渋谷区元代々木町52番1号	03-3469-7184
パン	（一社）日本パン技術研究所	134-0088	江戸川区西葛西6丁目19番6号（パン科学館ビル4階）	03-3689-7571
菓子製品	全国菓子工業組合連合会	107-0062	港区南青山5丁目12番4号（全菓連ビル9階）	03-3400-8901
食用加工油脂	（公財）日本食品油脂検査協会	103-0007	中央区日本橋浜町3丁目27番8号（日本マーガリン会館内）	03-3669-6723
生めん類	全国製麺協同組合連合会	135-0004	江東区森下3丁目14番3号（全麺連会館5階）	03-3634-2255
乾めん類	全国乾麺協同組合連合会	103-0026	中央区日本橋兜町15番6号（製粉会館6階）	03-3666-7900
冷凍食品	（一社）日本冷凍食品協会	104-0045	中央区築地3丁目17番9号（興和日東ビル4階）	03-3541-3003
炊飯製品	（公社）日本炊飯協会	171-0022	豊島区南池袋2丁目31番地5（南大和ビル8階）	03-3590-1589
そうざい・カット野菜	（一社）日本惣菜協会	102-0083	千代田区麹町4丁目5番地10	03-3263-0957
弁当	（一社）日本弁当サービス協会	101-0063	千代田区神田淡路町2丁目21番地12（淡路町広瀬ビル3階）	03-5289-7470
大量調理型主食の 調理食品	（公社）日本べんとう振興協会	160-0004	新宿区四谷2丁目8番地（新一ビル10階）	03-3356-1575
集団給食用食品	（公社）日本給食サービス協会	101-0045	千代田区神田鍛冶町3丁目5番8号（神田木原ビル7階）	03-3254-4614
清涼飲料水	（一社）全国清涼飲料工業会	103-0022	中央区日本橋室町3丁目3番3号（CMビル3階）	03-3270-7300

お問い合わせ先一覧

日本政策金融公庫農林水産事業本部 本店窓口

平成27年5月現在

部署名	郵便番号	住 所	電話番号
融資企画部 食品産業融資グループ	100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー	03-3270-5492

日本政策金融公庫農林水産事業 支店窓口

店名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階	011-251-1261
帯広支店	080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階	0155-27-4011
北見支店	090-0036	北見市幸町1-2-2 2	0157-61-8212
青森支店	030-0861	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル3階	017-777-4211
盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園2-7-2 1	019-653-5121
仙台支店	980-8454	仙台市青葉区中央 1-6-3 5 東京建物仙台ビル11階	022-221-2331
秋田支店	010-0001	秋田市中通5-1-5 1 北都ビルディング4階	018-833-8247
山形支店	990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3階	023-625-6135
福島支店	960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル3階	024-521-3328
水戸支店	310-0021	水戸市南町3-3-5 5	029-232-3623
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町1-3 1	028-636-3901
前橋支店	371-0023	前橋市本町1-6-1 9	027-243-6061
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-1 0 9-1 大宮宮町ビル6階	048-645-5421
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町1 0 0 0 センシタタワー1 4階	043-238-8501
東京支店	100-0004	千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー2階	03-3270-9791
横浜支店	231-0023	横浜市中区山下町8 9-6 プライムタワー横浜8階	045-641-1841
新潟支店	950-0088	新潟市中央区万代4-4-2 7 NBF新潟テレコムビル3階	025-240-8511
富山支店	930-0004	富山市桜橋通り2-2 5 富山第一生命ビル2階	076-441-8411
金沢支店	920-0919	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471
福井支店	918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-2385
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内2-2 6-2	055-228-2182
長野支店	380-0816	長野市三輪田町1 2 9 1	026-233-2152
岐阜支店	500-8844	岐阜市吉野町6-3 1 岐阜スカイウィング3 7 西棟3階	058-264-4855
静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町5 9-6 大同生命静岡ビル6階	054-205-6070
名古屋支店	450-0002	名古屋市中村区名駅3-2 5-9 堀内ビル6階	052-582-0741
津支店	514-0021	津市万町津1 3 3	059-229-5750
大津支店	520-0051	大津市梅林1-3-1 0 滋賀ビル地下1階	077-525-7195
京都支店	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル4階	075-221-2147
大阪支店	530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750
神戸支店	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル11階	078-362-8451
奈良支店	630-8115	奈良市大宮町7-1-3 3 奈良センタービルディング5階	0742-32-2270
和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁5 8	073-423-0644
鳥取支店	680-0833	鳥取市末広温泉町7 2 3 鳥取県JA会館6階	0857-20-2151
松江支店	690-0887	松江市殿町 1 1 1 松江センチュリービル7階	0852-26-1133
岡山支店	700-0904	岡山市北区柳町1-1-2 7 太陽生命岡山柳町ビル9階	086-232-3611
広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トラヴェールビルディング6階	082-249-9152
山口支店	753-0077	山口市熊野町1-1 0 ニューメディアプラザ山口4階	083-922-2140
徳島支店	770-0856	徳島市中洲町1-5 8	088-656-6880
高松支店	760-0023	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階	087-851-2880
松山支店	790-0003	松山市三番町6-7-3	089-933-3371
高知支店	780-0834	高知市堺町2-2 6 高知中央ビジネススクエア3階	088-825-1091
福岡支店	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-21-12 7階	092-451-1780
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4-2 1	0952-27-4120
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町1 0-4	095-824-6221
熊本支店	860-0801	熊本市中央区安政町4-2 2	096-353-3104
大分支店	870-0034	大分市都町2-1-1 2	097-532-8491
宮崎支店	880-0805	宮崎市橘通東3-6-3 0	0985-29-6811
鹿児島支店	892-0821	鹿児島市名山町1-2 6	099-805-0511

※（株）日本政策金融公庫のHPから編集

沖縄振興開発金融公庫 本店窓口

部署名	郵便番号	住 所	電話番号
融資第三部 農林漁業融資班	900-8520	那覇市おもろまち1-2-2 6	098-941-1840

平成27年度 食品の品質管理体制強化対策事業による研修会スケジュール

7月24日現在

事業実施主体	研修会名称等	平成27年7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月	
一般財団法人 食品産業センター http://www.shokusan.or.jp/haccp/	一般衛生管理徹底&HACCP導入研修会(1日)(無料) http://www.shokusan.or.jp/index.php?mo=topics&ac=TopicsDetail&topics_id=753			9月17日(木) 東京都港区 石垣記念ホール	10月15日(木) 青森県青森市 リンクステーションホール青森	11月4日(水) 愛知県名古屋市 名古屋国際会議場	12月1日(火) 宮崎県宮崎市 KITENNEビルコンベンションホール	1月21日(木) 茨城県水戸市 会場未定			
				9月29日(火) 宮城県仙台市 TKPガーデンシティ仙台勾当台	10月21日(水) 北海道札幌市 札幌国際ビル	11月5日(木) 愛知県名古屋市 名古屋国際会議場		1月26日(火) 東京都千代田区 TKPガーデンシティ竹橋			
					10月22日(木) 北海道札幌市 札幌国際ビル	11月19日(木) 大阪府大阪市 ナレッジキャピタル					
					10月28日(水) 福岡県福岡市 TKPガーデンシティ福岡渡辺通	11月20日(金) 大阪府大阪市 ナレッジキャピタル					
					10月29日(木) 福岡県福岡市 TKPガーデンシティ福岡渡辺通	11月26日(木) 岡山県岡山市 コンベックス岡山国際会議場					
東京サラヤ株式会社 http://pro.saraya.com/sanitation/haccp/index.html	HACCP基礎研修(1日)(無料)		8月28日(金) 福島県福島市 コラッセふくしま	9月4日(金) 北海道札幌市 北海道中小企業会館	10月15日(木) 京都府京都市 キャンパスプラザ京都	11月19日(木) 福岡県福岡市 福岡市食品衛生協会	12月8日(火) 沖縄県浦添市 てだこホール				
				9月11日(金) 長野県長野市 長野アークスセンター							
	HACCP責任者養成研修(4日間)(実費負担有り)			9月28日29日 10月8日9日 福島県福島市 コラッセふくしま	10月19日20日 10月26日27日 長野県長野市 JA長野県ビル	11月5日6日 11月12日13日 北海道札幌市 北農健保会館		1月21日22日 1月28日29日 福岡県福岡市 福岡生活衛生食品会館	2月18日19日 2月25日26日 沖縄県浦添市 未定		
		http://pro.saraya.com/sanitation/haccp/sekininsha.html					11月26日27日 12月3日4日 京都府京都市 登録会館				
	HACCP指導者養成研修(2日間)(実費負担有り)		8月17日～18日 東京都港区 コンフォート	9月14日～15日 岡山県岡山市 岡山国際交流会館		11月16日～17日 愛知県名古屋市 名古屋ガーデンパレス			2月1日～2日 福岡県福岡市 福岡生活衛生食品会館		
		http://pro.saraya.com/sanitation/haccp/shidosha.html			9月30日～10月1日 宮城県仙台市 ハーネル仙台						
(株)レジェンド・アプリケーションズ http://www.lafood.jp/seminar/	HACCP3日間実践研修(実費負担有り)	7月6日～8日 東京都中央区 あすか会議室	8月26日～28日 愛知県名古屋市 TKPガーデンシティ名古屋新幹線口	9月9日～11日 静岡県静岡市 パルシェ静岡		11月4日～6日 兵庫県神戸市 スペースアルファ三宮		1月13日～15日 福岡県福岡市 リファレンス駅東ビル	2月17日～19日 愛媛県 メルパルク松山	3月14日～16日 札幌	
		7月27日～29日 北海道札幌市 ACU／アキュ		9月16日～18日 宮城県仙台市 TKP仙台西口ビジネスセンター		11月25日～27日 沖縄県那覇市 沖縄県市町村自治会館		1月27日～29日 東京都中央区 あすか会議室	2月24日～26日 熊本		
日本HACCPトレーニングセンター http://www.jhtc-haccp.org/wsschedule/article/tsuchi20150701.html	HACCPコーディネイター養成研修(実費負担有り)			9月17日～18日 集合学習 東京都新宿区 発明学会ビル 事前にe-ランニングを受講(基礎学習、8月3日(月)から開講予定(6時間程度)							
	サテライトHACCP・PRPセミナー(実費負担有り) http://www.jhtc-haccp.org/wsschedule/article/webinar_satellite.html	随時(会社、企業単位での申し込みとなっています、複数事業所でも同時受講可)									